

平成18年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 学部前期課程教育
 - ・ 平成18年度から学部前期課程の新しい教育カリキュラムを実施する。
 - ・ 学部前期課程の新しい教育カリキュラムの実施について全学的に支援する。
 - ・ 知の大きな体系や構造を見せる「学術俯瞰講義」を実施する。
 - ・ 平成18年度以降の入学者からの新しい進学振分け制度について学生に周知する。
- 学部後期課程教育
 - ・ 学生が自己の学習を組織化しやすくするため、学部後期課程の講義内容をまとめた「授業カタログ（10学部後期課程授業総覧）」を充実する。
- 大学院教育
 - ・ 21世紀COEプログラムにおける学部・研究科等と附置研究所・センター群との協働をさらに深め、最先端研究を通しての大学院教育を着実に実施する。
 - ・ 人材育成の目的に合わせて専攻・コースを改編する。
- 高度専門職業人教育及び社会人再教育
 - ・ 新たに設置した高度専門職業人教育のための専攻での教育を着実に実施する。
 - ・ 既に設置した専門職大学院の教育を着実に実施する。
 - ・ 社会人を主とする専攻の教育内容を充実する。
- 教育の成果・効果の検証
 - ・ 学部卒業者、大学院修了者の進路状況を更に追跡し、分析する。
 - ・ 東京大学標準実績データベースの導入を促進し、教育評価を効率的に実施できるよう体制を整える。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

- 入学者選抜の基本方針に応じた入学者受入れ
 - ・ 入学者選抜に関する情報を積極的に提供する。
 - ・ 外国学校卒業学生特別選考（留学生・帰国子女）を着実に実施する。
 - ・ 大学院の入学者選抜を中国において実施する。
 - ・ 成績優秀な外国人留学生に対する奨学制度を充実する。
 - ・ 平成18年度以降の入学者を対象とする新しい進学振分け制度の実施準備を行う。
 - ・ 医学系研究科、数理科学研究科、公共政策学教育部において、特に優れた能力を有する学部学生が、学部課程修了前に大学院へ入学できる制度を実施する。
 - ・ 社会人特別選抜を活用し、社会人入学を推進する。
- 教育目標に応じた教育課程の編成
 - ・ 学生が自己の学習を組織化しやすくするため、学部後期課程の講義内容をまとめた「授業カタログ（10学部後期課程授業総覧）」を充実する。
 - ・ シラバスの整備とホームページ上での公開を充実する。

- ・ 平成 18 年度から学部前期課程の新しい教育カリキュラムを実施する。
- ・ 学部後期課程教育のカリキュラムの構造化と可視化を着実に進め、専門的知識をそれに伴う倫理的諸問題への関心を深めつつ構造的・体系的に獲得できるように促す。
- ・ 人材養成プログラムを着実に実施するとともに、ダブルメジャー制度等の導入について引き続き検討する。
- ・ 21 世紀 COE プログラムの教育的成果を公表する場を設ける。
- ・ 「国際学術交流活動等奨励事業」、「学術研究活動等奨励事業」を着実に実施する。
- ・ 海外の大学・研究機関と新たに協定を締結することにより、また複数の大学による協力体制を活用して、研究者交流を始めとした海外研究機関との交流の活性化を図る。
- 授業形態、学習指導法等
 - ・ TREE（東京大学教育環境リデザインプロジェクト）による情報通信技術を活用した教育環境の整備を推進する。
 - ・ 学部前期課程の新しいカリキュラムで外国語教育における少人数化を推進する。
 - ・ 専門領域のための語学教育講義やアカデミックライティングの講義を着実に実施する。
 - ・ 引き続き TA 制度を着実に進める。
- 適切な成績評価等の実施
 - ・ 学部教育における公平かつ厳格な成績評価システムに基づいて、平成 18 年度以降入学者の新しい進学振分け制度の実施準備をする。
 - ・ 修士課程に関し、成績評価基準を明確化するための準備を行う。
 - ・ 専門職大学院について、成績評価基準を明確に示す。
 - ・ 博士課程に関し、成績評価基準を明確化するための準備を行う。
 - ・ 総長賞及び総長研究奨励賞を着実に実施する。

（3）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 教職員の適切な配置等
 - ・ 「東京大学の障害者雇用に係る行動計画」に基づき障害者の雇用を行い、引き続き障害者雇用率の改善に取り組む。
 - ・ 教職員の一定数を総長裁量により配分する制度を継続して実施する。
 - ・ 附置研究所・センター等の教員の大学院教育への参加を着実に実施する。
 - ・ 優れた人材を教育支援者として配置する条件を整備するための教育支援のあり方について具体策を検討する。
 - ・ 「教養教育開発機構」などにおいて、ファカルティ・ディベロップメント等の施策を実施する。
- 教育に必要な設備、図書館、博物館、情報ネットワーク等の活用・整備
 - ・ バリアフリー対策工事を順次実施する。
 - ・ 図書館の IT 化を含めて、総合図書館、駒場図書館の改築・整備計画を推進する。
 - ・ 図書協同購入プランである「全学資料購入集中処理システムプラン」を着実に実施する。
 - ・ 電子ジャーナル等の購入経費の確保について検討を進める。
- 教育活動の評価及び評価結果による質の改善
 - ・ 学生生活実態調査を実施し、学生からの学習環境改善等の要望に対応する。
 - ・ 平成 18 年度から実施する学部前期課程の新しい教育カリキュラムについて点検評価する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 学習相談・助言・支援の組織的対応
 - ・ 学生相談体制の充実を図るため、「学生支援センター（仮称）」の設置を検討する。
- 生活相談・就職支援等
 - ・ 定期及び特別健康診断を行い、ICカードを用いた全学統一的な学生の健康管理を推進する。
 - ・ 全学的な就職支援方策について充実に努める。
- 経済的支援
 - ・ 引き続き、大学独自の裁量を含め、授業料免除制度の充実に努力する。
- 社会人・外国人留学生
 - ・ 留学生等の生活支援のために、柏 I0（インターナショナルオフィス）を設置する。
 - ・ 「外国人留学生後援会」事業を継承した「外国人留学生支援基金」による支援活動を継続する。
 - ・ 教養学部の AIKOM プログラム（短期交換留学生制度）を着実に実施し、協定校の拡大を図る。
 - ・ 大学院の選抜において、社会人の受入れを進める。
- 学生生活支援
 - ・ 新しい整備手法を検討整理し、学生宿舎、保健体育寮の整備ロードマップを作成する。
 - ・ 駒場 I キャンパスに学生の課外活動スペースを確保し運用を開始する。
 - ・ 学生の課外活動を支援するための各種施策を実施する。
 - ・ 各キャンパスの状況に応じた福利厚生施設の充実等学生生活環境の改善を図る。
 - ・ 長期借入など新しい手法により追分学寮の整備に着手する。
- バリアフリー環境の実現
 - ・ 本郷にバリアフリー支援室を設置する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 目指すべき研究の方向性
 - ・ 学内の各 COE 拠点の活動状況をホームページを使って公開する。特に英文のページを充実させて海外に向けた情報発信を充実させる。
 - ・ より多くの総長裁量資金枠を確保した上で、体系的な方法に基づいて資金配分を行う。
 - ・ 附置研究所は、研究拠点として研究の直接成果により、また、先端的研究を通じた高度研究者の育成により社会に貢献し、学内においては学部・研究科等との連携を強める。
 - ・ 従来の全国共同利用の附置研究所・施設等は、上記に加え、大学法人の枠を越えて全国の関連研究分野の中核として学術研究の推進と卓越した研究者の育成に貢献する。
 - ・ センターは、全学的目的を達成するため、萌芽的・先端的研究の育成又は教育・研究の支援を行う。
 - ・ 研究資源の獲得を支援する研究支援オフィス（仮称）の検討を行う。
 - ・ 領域創成プロジェクトを引き続き推進し、関連するシンポジウムを行う。
 - ・ サステイナビリティ学連携研究機構の充実を図る。
 - ・ 総括プロジェクト機構の研究部門等を充実する。
- 研究成果の社会への還元
 - ・ ホームページ等の整備を行い、大学の基礎研究と学術活動に関する一般社会への情報発信を進め

る。

- ・ 産学連携本部の活動を推進し、産業界との連携を促進する。
- ・ 最先端の研究成果を教育に活用するため、大学と産業界との人材交流の方策を検討する。
- ・ 受託研究、共同研究契約のマニュアル等を整備し、全学的な運用を推進する。
- ・ ベンチャー企業のための研究環境を提供する「ベンチャープラザ(仮称)」の建設工事を進める。

○ 研究の水準・成果の検証

- ・ 部局等は、適切な時期に研究に関する自己点検を行う。
- ・ 部局等の研究に関する自己点検の結果の概要を全学的にとりまとめ、公表する。
- ・ 東京大学標準実績データベースの導入を促進し、研究評価を効率的に実施できるよう体制を整える。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○ 適切な教員配置

- ・ 全学合計で170名分の教員の総長裁量枠を確保し、委員会等の検討に基づいて配分を実施し、新分野の創成並びに既存分野の更新を図る。
- ・ TA・RAなどの支援を充実させるための方策について検討を行う。
- ・ 他機関研究者の受入を促進する方策を検討する。
- ・ サバティカル研修に関する規程の運用状況の調査を行い、その結果を分析する。

○ 研究資金の配分システム

- ・ 外部資金間接経費を全学教育研究資金及び部局に、ルールに基づき配分する。
- ・ 自律分散協調系を目指し、自立支援と協調系構築支援を図ることを目的に、共同研究、受託研究、奨学寄附金の10%に当たる額を全学教育研究資金の財源の一部とし、先端的・学術的研究領域などに重点的に配分する。

○ 研究に必要な設備等の活用・整備

- ・ 薬学部総合研究棟、工学部新2号館、駒Ⅱ総合研究棟(45号館を含む)の整備により、それぞれ共同利用スペースを確保し、施設の有効利用を図る。
- ・ 新築施設面積の20%を共用スペースとして使用する全学的なルールに基づき、柏総合研究棟、医学系研究科研究棟などにオープンラボラトリーを設置する。
- ・ 附属図書館・総合研究博物館・史料編纂所などにおける資史料・標本の保全及び管理は、専門研究者の知識と技能を活用し、デジタル技術によるデータベースやアーカイブなども視野に入れつつ、行う。また、文化財史料について、保存・活用のための適切な修復を行う。

○ 知的財産の創出、取得、管理、活用

- ・ スーパー産学官連携本部の選定を受け、知的財産部の活動をさらに推進する。
- ・ 産学連携セミナーや産学連携シンポジウムを継続して実施し、知的資産構築の促進を図る。

○ 研究活動の評価及び評価結果による質の向上

- ・ 東京大学標準実績データベースの導入を促進し、研究評価を効率的に実施できるよう体制を整える。
- ・ 組織の評価に当たっては、他の大学・研究機関等から広く意見を聴き、研究活動、研究戦略についての助言を求める。

○ 全国共同研究、学内共同研究等の活性化

- ・ 全学の大型研究設備に関するデータを整理し、必要な資源の投入を行い、共同研究の拠点としての機能の充実を図る。
- ・ 共同研究を行う者に対する安全衛生管理の教育を部局と環境安全本部が連携して行う。
- ・ サステナビリティ学連携研究機構の充実を図る。
- ・ 総括プロジェクト機構の研究部門等を充実する。
- 中核的研究施設、設備の整備
 - ・ 総長室総括委員会の下に全学センターの設置を審議する専門委員会を設け、中核的研究施設の設置・整備について検討を行う。
- 全国連携・国際連携の拠点となる研究施設の整備
 - ・ サステナビリティ学連携研究機構の充実を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 地域社会等との連携・協力、社会サービス等
 - ・ オープンキャンパスの実施内容を充実するとともに、公開講座、公開シンポジウム、フォーラムなどを着実に実施する。
 - ・ 総合研究博物館、図書館、史料編纂所等で、充実した展示・公開、講演会等を行う。
 - ・ 文部科学省の「農学系外国雑誌センター館」の指定を受けて、農学生命科学図書館が文献提供の拠点機能を維持する。個々の図書館・図書室はそれぞれの学術分野における資料の相互協力ネットワークに積極的に参加する。
- 産学官連携の推進
 - ・ 産学連携本部や産学連携協議会の活動の推進を図る。
 - ・ 研究成果の移転・活用のため、利益相反に十分配慮しつつ、営利企業役員等兼業の申請手続きの円滑化について検討する。
 - ・ 本学の技術移転関連事業者である（株）東京大学エッジキャピタルとの連携の下に、研究者等が起業する際の資金提供を含む支援スキームを構築し、その周知を図る。
 - ・ 行政・公的研究機関の政策形成や研究拠点形成等に、個々の教員のみならず制度的に関与する仕組みについて引き続き検討する。
- 教育研究における国際交流の拡大
 - ・ 国際連携本部において国際交流の企画と推進を行うとともに、部局の国際交流室等と協力しながら海外の大学との研究者・学生の交流制度の充実を図る。
 - ・ APRU, IARU 等の国際的な大学連合の枠組みを活用した国際会議を開催するとともに、AGS (Alliance for Global Sustainability) や BESETOHA (東アジア四大学フォーラム) の活動を軸として、海外での国際サマースクールの実施やフォーラムへの参加など、外国の大学・機関に対しても連携を広げる。
 - ・ 留学生に対するホームページの整備・充実を図る。
 - ・ 留学生等の生活支援のために、柏 I0 (インターナショナルオフィス) を設置する。
 - ・ 留学生に対する「e ラーニングによる日本語学習支援」の実施に向け、構想の具体化とコンテンツの製作に着手する。
 - ・ 「東京大学北京代表所」の活動を本格化させ、留学生に対する支援や学術交流拠点としての機能

を充実させる。また、ソウルオフィスの平成19年度の開設に向けた準備を行う。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○ 診療・経営基盤の強化、組織・業務の改善

- ・ 病院長のマネジメントを支援するため実施されている執行部会の定着と、決定事項の迅速な実施により、診療報酬改定による収入減対策を講じる。
- ・ 診療実績や先進的医療サービスに加え、医療の啓蒙活動全般についても、より積極的な広報活動を推進する。
- ・ 移植医療や高難易度の手術の実施をさらに推進していく体制を整備する。
- ・ セミナー、シンポジウム等を通じて、新しい治療法、診断法の開発や臨床応用の推進を図る。
- ・ 病院管理会計システム HOMAS を稼働させ、粒度の細かい分析により経営効率化の情報基盤を強化する。
- ・ 臨床指標を用いた医療の質改善に取り組むとともに、全国の大学病院の医療の質調査の中心的な役割の一つを担っていく。病院長直轄の危機管理体制の組織を強化し、現場のチェックと指導の強化と迅速化を推進していく。

○ 良質な医療人養成

- ・ 診療参加型臨床実習は、院内のみならず都内市中病院や英米大学病院等で充実した実習を図る。少人数実習等による問題基盤型学習はこの方法を用いた倫理教育、プロフェッショナル教育、医療安全やEBM教育に取り込み、臨床診断実習等を充実させ、OSCEによる評価を行う。
- ・ 内科研修の充実に続き、外科研修の更なる充実、地域保健医療の充実に向け、新たな施設の確保など、2年間の反省点を重視した研修内容に取り組む。初期研修に続いては、3年目研修に向けて一層魅力的な研修内容を用意することで、大学病院ならではの高水準な研修を図るとともに、指導的人格を養成する。
- ・ 教職員への能力開発・向上や資格取得等の講習会・研修会を開催する等、高度な専門職業教育や社会人再教育などを積極的に進める。また、研修医を始め新たに採用になった者全てにオリエンテーション等による、安全教育中心の高水準の研修を積極的に行う。手技による実習やBLS、職種に応じた様々な研修・実習に加え指導医に対する講習会等も積極的に行い、指導的人格を養成する。

○ 研究成果の診療への反映や先端医療の導入

- ・ 運営委員会活動を通じて、研究体制の強化、効率化を図る。先端医療開発研究組織としてのトランスレーショナルリサーチセンターの設立を図る。
- ・ 22世紀医療センターを正式に設立をするとともに活動を開始する。
- ・ 附置研究所附属病院は臨床試験を推進するための施設・体制を強化する。
- ・ トランスレーショナルリサーチセンター構想を含めた寄付講座や、臨床生命情報学(クリニカル・バイオインフォマティクス)研究ユニットの活動をより推進する。
- ・ 教育研究支援部等の活動推進や、研究倫理セミナー開催など研究の安全確保体制の強化に努める。シンポジウム、セミナーなど研究成果の公開に努める。

○ 医療従事者等の適切な配置

- ・ 教育、診療、研究のいずれの機能も発展するように配慮しつつ、医師のみならず技術系職員に対しても柔軟かつ適切な再配置を継続的に行うことを目指す。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

○ 中等教育学校のモデル校としての役割

- ・ 共同学習システムの構築（「学びの共同体」づくり）を一層推進するとともに、その課題を明確化し、附属学校にふさわしい協同学習システム作りを目指す。
- ・ 生徒データ委員会を情報管理委員会がサポートする体制を整えるとともに、中高一貫校のカリキュラム開発をさらに進める。
- ・ 教育学研究科に新設された学校教育高度化専攻との新たな協力関係について検討する。

○ 学校運営の改善

- ・ 校務分掌の工夫、学校長・副校長及び運営委員会を中心とする運営システムづくりをさらに進める。
- ・ 学校評議員会を3回程度開催し、学外者の意見を全教職員に周知し、学校運営に生かす。
- ・ 予算委員会を引き続き強化し、予算の合理的な配分をシステム化する。
- ・ 予算の立案、執行システムをスムーズにするため、附属学校事務と本学事務部との指導・協力関係を体制化する。
- ・ 他の附属学校等との人事交流については引き続きその可能性を追求する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○ 中枢組織及び企画立案体制の整備

- ・ 総長の意思決定を支援し各種業務を統括するため、副学長を置く。
- ・ 理事の分掌を定めるとともに、必要に応じ、総長の判断によって柔軟に変更する。
- ・ 全学的な企画立案、資源配分等の調整の支援を行うために、学術企画室、大学委員会等総長室内の組織の活用を図る。

○ 業務運営体制の整備

- ・ 法人化の趣向に合致した大学の運営のため、引き続き学内の諸規則・規程の整備を進める。

○ 事務組織の編成・機能向上

- ・ 部局の事務組織の再編成を推進するとともに、本部と部局の連携の向上を図る。
- ・ 教員と職員の協働・連携を進めるため、教員と職員で構成する「室」の更なる機能向上を図る。

○ 部局の運営体制の整備

- ・ 研究科長、研究所長等の部局長がリーダーシップを発揮することができるように、必要に応じて副研究科長又は副所長を置く。
- ・ 必要に応じ、部局長の下に、少人数からなる部局運営会議等を置く。

○ 各教育研究分野の特性を勘案した効果的な運営費交付金の配分

- ・ 外部資金の獲得を図る研究支援本部の構築を検討するとともに、全学経費の適切かつ効率的配分が行えるよう大学委員会の構成、役割を再検討する。
- ・ 各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて総長裁量資源を確保し、優先順位にしたがって再配分する。

○ 大学全体の内部監査組織の設置

- ・ 監査室による内部監査を着実に実施するとともに、監査法人の支援を得て監査業務に従事する職員の専門性向上を図る。
- ・ 規則等への準拠性に加え、業務の効率性にも配慮した内部監査手法の確立を図る。

- ・ 監査室の改善提案を、更に実効性のあるものにするための検討を行うとともに、内部監査結果の効果的なフィードバックを図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 教育研究組織の見直しの方向性
 - ・ ASNET 推進室、サステイナビリティ学連携研究機構、生命科学教育支援ネットワークを推進するとともに、新たな教育研究組織についても検討をする。
 - ・ 法科大学院（法学政治学研究科法曹養成専攻）の修了者に専門職学位を授与する。
 - ・ 公共政策学大学院の修了者に専門職学位を授与する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 柔軟で多様な教員人事の構築
 - ・ 教員採用に関して、『東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程』及び『東京大学における教員の任期に関する規則』の活用を図る。
 - ・ 各部署の教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な任期制の活用を図る。
 - ・ 大学委員会で、各部署の研究・教育に関する新規事業を多面的かつ客観的に審査し、中長期的視野から時限的に採用可能な人員数を配分する。
- 柔軟で多様な職員人事の構築
 - ・ 幹部職員の人事においては、複数名の副理事又はこれに相当する者を企業等から受け入る。また、学内からの登用に関して学内公募を実施する。
 - ・ 関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を実施するとともに、本学独自の採用試験を実施する。
 - ・ 専門性の高い職種について、試験制度によらない選考採用を実施する。
 - ・ 人事異動時期の見直しや部局と本部間の大幅な異動など、事務職員人事の改善策を策定し、順次実施する。
- 男女共同参画等の促進
 - ・ 教職員の雇用について男女共同参画を推進するため、『東京大学男女共同参画基本計画』に、2010年までに女性研究者の採用比率を25%にする全学的数値目標を盛り込む。
 - ・ 「東京大学の障害者雇用に係る行動計画」に基づき障害者の雇用を行い、引き続き障害者雇用率の改善に取り組む。
- 教職員の人材交流の促進
 - ・ 産学連携促進、多彩な人材確保、学外との人事交流を促進するために、教職員兼業の活用について検討する。
 - ・ サバティカル研修に関する規程の運用状況の調査を行い、その結果を分析する。
 - ・ 教職員が自己啓発の一環として、国内外の大学又は大学院に修学する場合の休職を可能とする。
- 柔軟な勤務時間管理
 - ・ 専門業務型裁量労働制の導入範囲を拡大する。
- 人事評価システムの整備・活用
 - ・ 勤務実績がより適切に反映される給与制度について検討を行う。
 - ・ 外部資金で雇用する教職員に関し、いわゆる年俸制の導入が適切と考える部局については、これ

を導入する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 本部と部局等との機能・役割分担の明確化
 - ・ 業務の見直し・再点検を行い、事務の簡素化・合理化を進める。
 - ・ 新しい事務組織の在り方を検討する。
- 電子的事務処理の推進
 - ・ 人事・給与システムの充実を図る。
 - ・ ポータルサイトシステムを一部試行する。
 - ・ 新たな学務システムを構築し、平成 19 年度本稼動に向けて試行する。
 - ・ 情報担当職員の資質向上に取り組む。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 外部資金導入の支援体制の整備
 - ・ 公募情報のホームページの充実を図る。また、各種競争的資金の申請書類や報告書の作成方法などについて、説明会を開催し部局への情報提供を行う。
 - ・ 目的型寄付の充実、寄付依頼対象の拡大を図る。
 - ・ UDP 活動（ユニバーシティ・ディベロップメント・プロフェッショナルズ：長期間にわたる企業等とのリレーションシップ構築プログラム）をベースにした大規模基金形成活動の推進を図る。
- 外部資金導入手続きの効率化
 - ・ 科学研究費補助金の申請について部局チェックの負担を軽減する。
 - ・ 間接経費については、部局・提案者への長期的誘因となるよう、また計画遂行に必要な人材や大型特殊装置の維持に資するため 1/2 相当額を受入部局へ配分する方式を継続する。
 - ・ 光熱水、部屋代などを科研費等の直接経費から支払える制度を構築し、間接経費の有効利用を図る。
- その他の自己収入
 - ・ 教育研究機能を持つ病院事業について妥当な収入支出の検討を進める。
 - ・ 授業料の督促につとめ、回収の促進を図る。
 - ・ 療養費等病院の債権管理及び未収金の回収については、病院と連携し検討を進める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 管理的経費の抑制
 - ・ 全学共通の管理的経費について契約の集中化を実施するとともに、各種仕様の見直しを検討する。
 - ・ 外注役務契約の集中化を実施するとともに各種仕様の見直しを検討する。
 - ・ 物品購入契約の集中化を実施するとともに、各種仕様の見直しを検討し、マスエフェクトと新規業者参入による調整効果を促進する。
 - ・ 一元的な共同利用が可能な資産について、具体的な方策を検討し試行する。
 - ・ 調達改善効果について、部局に対して予算措置を通じた配分を実施する。
 - ・ エネルギー管理基準を作成するとともに、省エネ及び省コスト対策を引続き推進する。
 - ・ 省エネに資するため夏季一斉休業を部局の実態に則して実施する。

- ・ 科研費等の直接経費から光熱水費を支払えるよう制度化し、省エネへの貢献を図る。
- ・ ポータルサイトシステムを一部試行する。
- 人件費の削減
 - ・ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成 18 年度は概ね 1%の人件費削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 現預金の効率的・効果的な管理運用
 - ・ 法人法が定める運用方法の範囲内で競争原理を活かしつつ、積極的に余裕資金の運用を行なう。
 - ・ 資金以外の資産についても、収益確保の観点を含め、適切な管理運用方式を引き続き検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 自己点検・評価システムの確立
 - ・ 評価担当部門において、評価業務を引き続き推進する。
 - ・ 自己点検・評価支援システムとして設計した東京大学標準実績データベースの導入の促進、機能拡張を図る。
 - ・ 東京大学標準実績データベースの導入の促進により、部局と全学の効率的な評価作業の実施を図る。
 - ・ 評価支援室で大学評価に関する運營業務を担当し、部局等の負担を軽減する方策をとる。
 - ・ 全学的な自己点検・評価結果の公表へ向け、各部局の自己点検・評価に関する情報の効果的な集約を行う。
- 評価結果の大学運営改善への活用
 - ・ 東京大学標準実績データベースの試行を通じて、部局等の要請に応じ、具体的方策の立案に協力し、より効果的な仕組みを検討する。
 - ・ 東大憲章の改正手続きを制度化し、点検を開始する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 広報体制の強化
 - ・ 広報室を中心として戦略的な広報活動を実施し、広報情報業務の推進及び効率化を図る。
 - ・ ホームページや学内外広報誌の発信力強化、広報メディアのより効果的な活用を図る。
 - ・ 公開講座の実施、総合研究博物館の展示等の事業を実施し、学問的・社会的な諸課題に対する取組や成果の発信を行う。
 - ・ 平成 19 年度に開催予定の UT フォーラム in ソウルに向けて準備を行う。
- 総合的学術情報システムの構築
 - ・ 平成 17 年度に所要の見直し・整備を行った関係規則等について、セミナー等の機会を利用して教職員に対する周知・啓発活動を行うとともに、引き続きマニュアル化に取り組む。
 - ・ 研究者情報や研究成果に関する情報等をデータベース化した東京大学標準実績データベースの導入の促進を図る。
- 個人情報保護システムの構築と情報倫理の遵守
 - ・ 東京大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規則の趣旨に沿って、情報セキュリティ・ポリシーを策定し、情報公開制度との整合を図りつつ、その適正な運用・対策を進める。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 都心型及び郊外型大学キャンパスにふさわしい環境形成の推進
 - ・ 本学キャンパス敷地の緑地の維持保全対策を事業年次計画に基づき推進する。
 - ・ 景観に配慮し、地下を重視する福武ホールを着工する。
 - ・ 学生や教職員の福利厚生施設を本郷、駒場Ⅰ、柏キャンパスに新たに設置する。
- 各キャンパスの土地・施設設備の有効活用
 - ・ 柏地区の整備計画概要を新たな施設移転計画を踏まえて見直しを行う。
 - ・ キャンパス計画室に点検・評価部会を設置し、既存施設の利用実態調査を踏まえて有効活用策を検討する。
 - ・ 施設の有効活用に関する指針に則り、全学的視点に立ったスペースの管理・運用を図る。
 - ・ 全学の大型研究設備に関するデータを整理し、大型実験設備の有効な利用方策について検討する。
- 施設設備の経年による劣化、環境保全、ユニバーサルデザイン化の配慮
 - ・ 既存施設の構造・機能・設備等の定期的な点検と維持保全を事業年次計画に基づき長期修繕計画を推進する。
 - ・ 特に耐震診断については、本部施設部の自己診断能力を高めると同時に耐震補強を促進する。
 - ・ 「東京大学施設のバリアフリー化に関する基本方針」に則り、既存施設のバリアフリー化を推進する。
- 施設需要等への対応
 - ・ 柏キャンパスについては、国際キャンパスとして位置付け、必要な周辺環境整備を含めてマスタープランを作成する。
 - ・ 各地区において施設整備補助金及び民間出捐金を財源として、「整備計画概要」に基づいた施設整備を計画的に推進する。平成18年度においては以下の事業の完成を目指す。
 - ・ (柏) 基幹・環境整備
 - ・ (駒場Ⅱ) 全学共用施設改修Ⅱ (生産研45号館)
 - ・ (薬) 本館改修(Ⅱ期)
 - ・ (教養) 8号館改修
 - ・ (医科研) 2号館改修
 - ・ 弥生講堂アネックス(仮称)
 - ・ ベンチャープラザ(仮称)
 - ・ 情報学環・福武ホール
 - ・ 新築施設面積の20%を共用スペースとして使用する全学的なルールに基づき、引き続き共用スペースを確保する。
 - ・ 長期借入など新しい手法により追分学寮の整備に着手する。
 - ・ 新しい整備手法を検討整理し、学生宿舎、保健体育寮の整備ロードマップを作成する。
 - ・ 次に掲げるPFI事業については着実に推進する。
 - ・ (柏) 総合研究棟(環境学研究系)施設整備事業
 - ・ (地震) 総合研究棟施設整備事業
 - ・ (駒場Ⅰ) 駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業

- ・（駒場Ⅱ）駒場オープンラボラトリー施設整備事業
- ・ 補助金適正化法を遵守しながら、施設費補助金と民間出捐金等を合わせ、施設・設備整備を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 安全管理体制の整備
 - ・ 環境安全本部は、部局の安全衛生管理室と連携し、実効ある安全衛生管理体制を強化する。
 - ・ 全部局安全衛生管理室長会議を引き続き開催する。
- 学生等を含めた大学構成員の安全管理
 - ・ 吹付けアスベスト等の使用が確認された施設においては、除去等の必要な対策を講ずる。
 - ・ 薬品管理、高圧ガスボンベ管理システムにて全学的に管理を行う。
 - ・ 有害な実験廃液は回収し、環境安全研究センターにおいて適切に処理する。一般廃棄物は、分別収集によりリサイクルを推進する。
 - ・ 学内部局及び関連機関と連携し、避難、誘導対策マニュアルを検討する。
 - ・ 危機管理に対応するための体制を整備する。
 - ・ ホームページ及び「学内広報」で周知し、講習会開催等を通じて安全管理に関する教育、訓練を実施する。
 - ・ 環境報告書を作成する。
- キャンパスの総合的な安全管理
 - ・ ハザードマップに基づく安全対策、防火・防災訓練等を実施する。
 - ・ 老朽化した給水配管、ガス配管及び電気・通信設備の更新整備を計画的に実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

232 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出する必要が生じた際に借り入れすることが想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

1. 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林及び同三の山作業所の土地の一部（北海道富良野市山部外 224,252.73 m²）を譲渡する。
2. 教育学部附属中等教育学校の土地の一部（東京都中野区南台 1-15-1 235.77 m²）を譲渡する。

重要な財産を担保に供する計画

医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

また、医科学研究所附属病院における病院特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに

に伴い、本学医科学研究所附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

当該年度の決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・ 駒場Ⅱ団地全学共用施設改修Ⅱ	総額 2,458	施設整備費補助金 (1,631)
・ 柏団地基幹・環境整備		船舶建造費補助金 (0)
・ 小規模改修		長期借入金 (0)
・ (地震) 総合研究棟施設整備事業 (PFI)		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (179)
・ (駒場Ⅱ) オープンラボラトリー施設整備事業 (PFI)		民間出えん金(寄附) (648)
・ (柏) 総合研究棟(環境学研究系) 施設整備事業 (PFI)		
・ (駒場Ⅰ) 駒場コミュニケーション・プラザ施設整備事業 (PFI事業13-1)		
・ 情報学環・福武ホール(寄附)		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(1) 雇用方針

- ・ 各部局の教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な任期制の活用を図る。
- ・ 各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて総長裁量資源を確保し、優先順位にしたがって再配分する。
- ・ 教職員の雇用について男女共同参画を推進するため、『東京大学男女共同参画基本計画』に、2010年までに女性研究者の採用比率を25%にする全学的数値目標を盛り込む。
- ・ 教員採用に関して、『東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程』の活用を図る。
- ・ 関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を実施するとともに、本学独自の採用試験を実施する。
- ・ 専門性の高い職種について、試験制度によらない選考採用を実施する。
- ・ 「東京大学の障害者雇用に係る行動計画」に基づき障害者の雇用を行い、引き続き障害者雇率の改善に取り組む。

(2) 人事・育成方針

- ・ 勤務実績がより適切に反映される給与制度について検討を行う。

- ・ 教職員が自己啓発の一環として、国内外の大学又は大学院に修学する場合の休職を可能とする。

(3) 人材交流

- ・ 産学連携促進、多彩な人材確保、学外との人事交流を促進するために、教職員兼業の活用について検討する。

(参考1) 平成18年度の常勤職員数 6,501人
また、任期付職員数の見込みを 820人とする。

(参考2) 平成18年度の人件費総額見込 76,936百万円

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数